感対第 ８４６ －１号
令和４年９月２１日

一般社団法人埼玉県医師会
　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　山﨑　達也
（ 公 印 省 略 ）

Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（周知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和４年９月１２日付け(令和４年９月２０日最終改正)厚生労働省事務連絡が発出されました。当該事務連絡においては、令和４年９月２６日(月)より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直しを行うこととされ、見直し後の運用等の詳細が示されました。

それに伴い、本県においても、下記のとおり新たな運用を開始いたしますので、お伝えいたします。

つきましては、内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いします。

記

１　発生届出の対象

患者の発生届出の対象を

(a)65歳以上の者

(b)入院を要する者

(c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者

(d)妊婦

の４類型に限定することとする。

２　陽性者支援センター(健康フォローアップセンター)の整備

（１）４類型の方は従来どおり、診療・検査医療機関を受診し陽性と診断された場合、確定診断した医師が発生届を提出し、保健所などにより健康観察を行う。

（２）４類型以外の方（以下、届出対象外の方）は、陽性と診断されても発生届が提出されなくなるため、感染症法第４４条の３第２項に基づき、陽性者本人に対し、新たに設置する「陽性者登録窓口」に必要な情報を登録し、My HER-SYSを活用し自ら健康観察を行うよう求めることとする。

陽性者の体調が悪化した時には、看護師が駐在する「陽性者相談窓口」に相談し、必要に応じて受診できるようにする。

３　届出対象外の方への健康観察の実施

届出対象外の方のうち、特に健康状態の把握に留意が必要な以下の方については、かかりつけ医による健康観察を継続する。

悪性腫瘍治療中の方、慢性腎臓病、慢性肝臓病のある方、免疫抑制剤使用者、透析患者、障害のある方、12歳未満の子ども

４　生活支援サービス

（１）パルスオキシメーターの貸与

①　４類型の方については、引き続き、市町村を通じて貸与する。

②　届出対象外の方については、希望する方に対して貸与する。

（２）配食サービス

終了する。ただし、在庫がある限り、希望制にて配布する。

（３）宿泊療養施設

届出対象かどうかにかかわらず、電子申請で申し込む。

５　届出対象外の方への登録促進、陽性者相談窓口等の周知

（１）届出対象外の方への登録促進のため、診療・検査医療機関において、検査を行った場合には、県が作成するチラシを配布いただきたい【別添】。

（２）届出対象外の方の体調悪化時の連絡先をホームページ等、多くの広報手段を用いて周知を図る。

６　患者数の報告の方法

（１）見直し後は、日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数が報告の対象となるため、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）の方には、発生届が出された者の人数も含めて、HER-SYSの総数の入力画面により入力をお願いする（やむをえずHER-SYSにより入力ができない場合の様式は、令和４年９月１２日付け（令和４年９月１４日最終改正）厚生労働省事務連絡の別紙を参照）。ただし、当該患者を診療しなかった日や休診日においては、医師（医療機関）は報告を行う必要はない。

（２）この取扱いは、９月２６日（月）診療分から開始する。９月２５日（日）までの診療分は従来どおり全ての陽性患者について発生届を提出すること。

7　医療費等の公費支援

今回の見直し時においては変更しない。

なお、発生届の対象外の方の取扱いについては、下記のとおりとなる。

①医療機関を受診し、陽性が判明したが、発生届対象外の者

②自己検査等（無料検査事業により検査を行う場合を含む。）で陽性が判明し、医療機関を受診せず、「検査確定診断登録窓口」で診断を受けた者

③自己検査等で陽性が判明したが、医療機関を受診せず、「検査確定診断登録窓口」でも確定診断を受けていない者

①及び②にあっては「陽性者登録窓口」への登録の完了の有無を問わず、「都道府県が実施する宿泊療養・自宅療養の対象になった軽症者等」となり、28110609公費の対象となる。

③にあっても、医療機関を受診し、コロナ患者と診断されれば、28110609公費を使うことができる。診断にあたっては、必ずしも医療機関で改めて検査が必要であるわけではない。

公費の請求に当たって、陽性確認を行う際は、厚生労働省事務連絡６．（５）の方法により実施されたい。

8　外来診療の対応について

令和４年１月２４日（令和４年２月２４日一部改正）厚生労働省事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」）１．③において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断する取扱い（いわゆる「みなし陽性者」）が示されているが、見直し後に、当該濃厚接触者が届出の対象者に該当する場合には、当該事務連絡で示された疑似症患者としてではなく、患者として発生届を提出すること。他方、これまでどおり、臨床症状をもって診断があった場合には、届出の対象となるかにかかわらず、公費支援の対象となる。

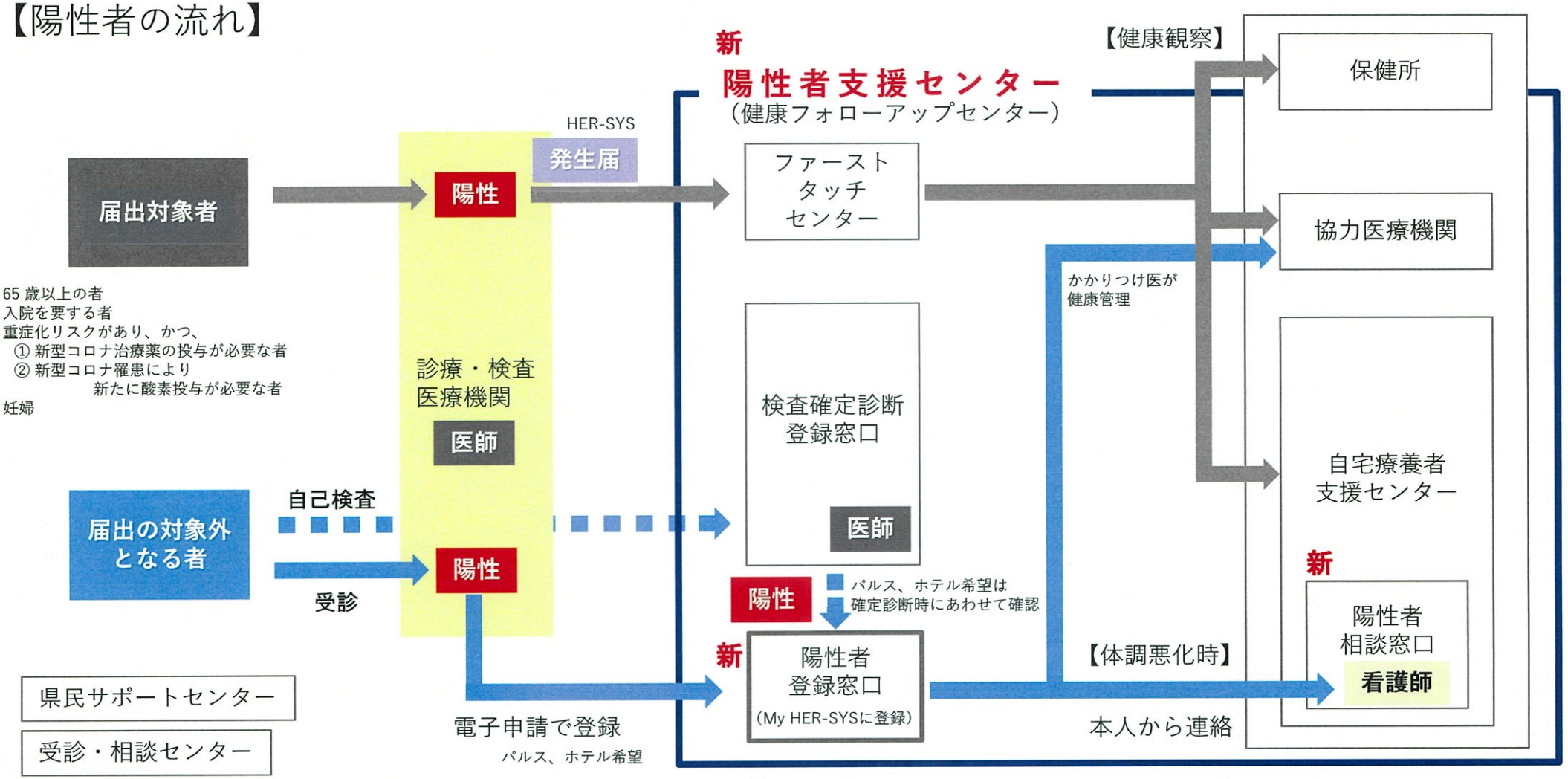
9　適用日

令和４年９月２６日(月)

感染症・新型インフルエンザ対策担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a7500-13@pref.saitama.lg.jp

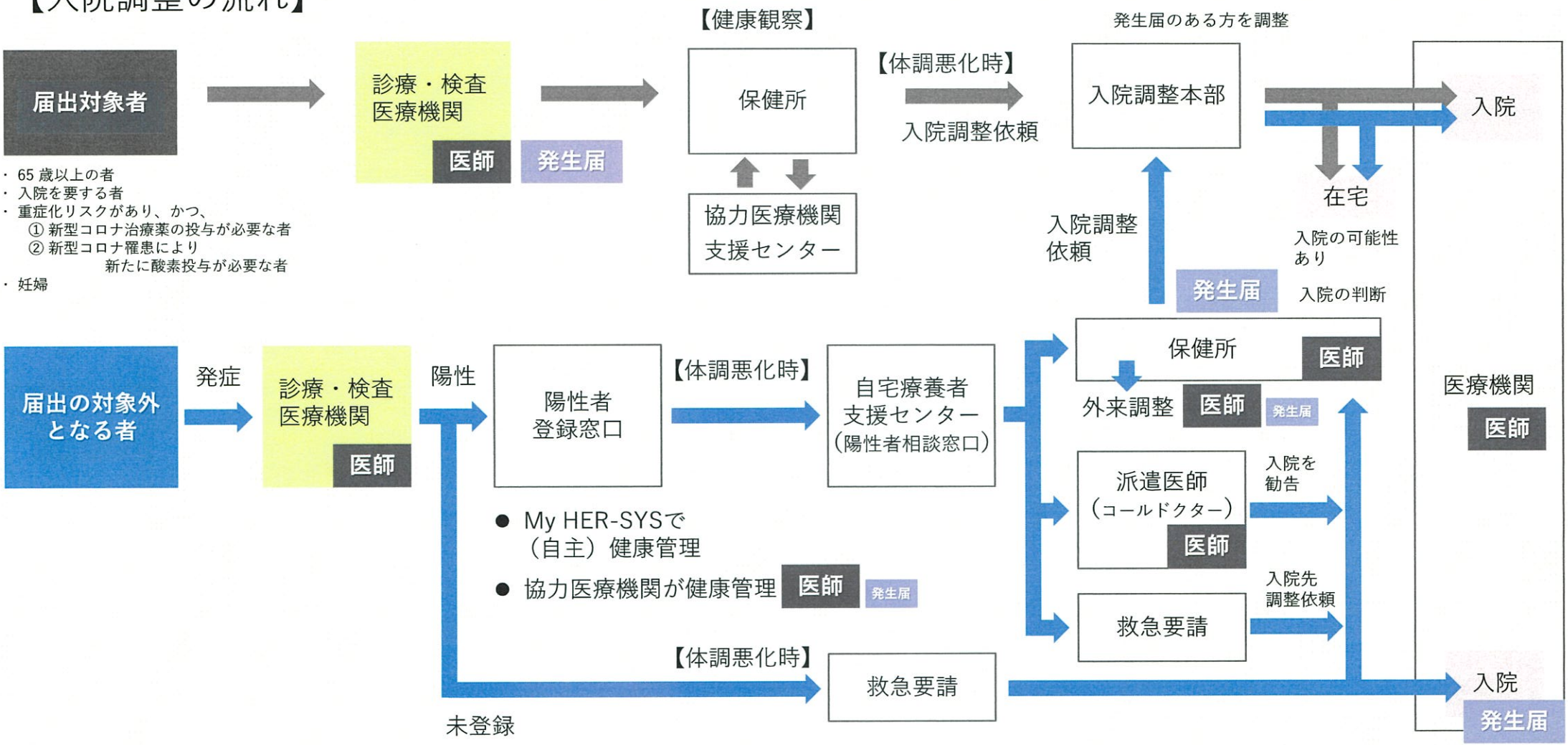
新たな段階への移行に向けた療養の考え方について

【陽性者の流れ】



新たな段階への移行に向けた療養の考え方について

【入院調整の流れ】



暫定版

彩の国 埼玉県

新型コロナウイルス感染症

「陽性」と診断されたら…

まずは陽性者登録を

氏名、住所や携帯電話、受診した医療機関（コードは下記）、陽性者確認書類の画像などを電子申請で登録してください。

仮

［ 埼玉県 コロナ陽性者登録 ］で検索

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/youseisya-touroku.html

登録内容・操作法のお問合せは (9:00～18:00)

0570-007-989

登録の対象外 以下のいずれかに該当したら**登録不要**です
① 65歳以上（受診日現在）
② 入院を要すると医師が判断した
③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の服用が必要あるいは感染により新たに酸素投与が必要、と医師が判断した
④ 妊娠している

健康状況は My HER-SYS に入力を

皆さんの体調データを管理するため、感染症法第44条の3第2項に基づき、感染者情報自己登録システム「My HER-SYS（マイハーシス）」で健康状況の報告をお願いします。

体調悪化時には早めにご相談を

陽性者相談窓口　0570-089-081（24時間）

未登録の方が使える体調悪化時の緊急用の電話番号です。
なるべく事前に上記の陽性者登録を済ませ、**自宅療養者支援センターの直通連絡先（看護師が対応する登録者専用電話、24時間）**を確認してください。

受診した医療機関

医療機関コード	1234567	所在地・機関名	●●市　●●●●クリニック
7ケタの数字		市町村と名称	

新型コロナウイルス感染症 検査後の流れ

陰性の場合

今後も基本的な感染対策を取りながら**日常生活を送ってください。**このチラシは不要ですので破棄していただいて結構です。

陽性の場合

皆さんが下の４つの条件にひとつでも該当するかどうかで変わります

① 65歳以上（受診日現在）
② 入院を要すると医師が判断した
③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の服用が必要あるいは感染により新たに酸素投与が必要、と医師が判断した
④ 妊娠している

県外から受診

お住まいの自治体あるいは保健所にお問い合わせください。このチラシは不要ですので破棄していただいて結構です。

①～④のどれかに**該当する**（医療機関の発生届の対象）

■ 医療機関が届け出（自身での届け出不要）

診察をした医療機関が、皆さんの新型コロナ感染を保健所に届け出ますので、**皆さん自身が届け出る必要はありません。**

パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）は申し込み不要で届きます。

■ HER-SYS ID など各種お知らせが届く

皆さんのスマートフォン等にショートメッセージ（SMS）あるいは電話でお知らせします。

・皆さんを担当する健康観察機関とその連絡先（**電話番号**）
・自宅療養期間
・HER-SYS ID（ My HER-SYS に登録するために必要な番号です）
・宿泊療養施設等の申込方法

■ 登録後は保健所等が健康観察

My HER-SYS の初回登録をし、体温等を記録してください。保健所等が皆さんの様子を確認しながら、電話などで健康観察します。

■ 保健所等が案内する療養終了日まで自宅療養を

療養開始時にお知らせした療養期間の終了が近づいても、発熱や激しい咳などがあると保健所等の健康観察機関の判断により療養終了日を延期する場合があります。

①～④のどれにも**該当しない**（医療機関の発生届の対象外）

■ 自身で陽性者登録を

埼玉県新型コロナ陽性者登録窓口に、**皆さん自身が登録してください**（表面参照）。登録時には以下の申し込みができます。

・パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）
・宿泊療養施設の利用

■ 支援センターの直通番号などが届く

登録が済むと、皆さんのスマートフォン等にメールやショートメッセージ（SMS）でお知らせします。

・皆さんを担当する自宅療養者支援センターの**直通電話番号**
・**HER-SYS ID**（My HER-SYS に登録するために必要な番号です）

■ 登録後は自身で健康観察を

My HER-SYS の初回登録をしてください。以降は体温等を記録して、自身で健康観察。体調が悪化したら、自宅療養者支援センターに電話連絡を。

■ 定められた期間を自宅療養してください

自宅療養期間は下の「自宅療養期間」を参照してください。療養終了の連絡はしません。なお、発生届の対象外の方は、療養証明書は発行されません。

My HER-SYS のご利用を

感染者情報自己登録システム「My HER-SYS(マイハーシス)」
https://www.cov19.mhlw.go.jp/

My HER-SYSの利用法
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/observe.html

厚生労働省の専用ダイヤル
03-5877-4805、03-6885-7284、03-6812-7818
（9:30～18:15、土日祝日除く）

原則発症の７日後まで自宅療養を

発症日の７日後を過ぎ、かつ症状軽快して24時間経過するまで自宅で療養してください。８日目に外出可能となります。症状が継続したり、入院や高齢者施設に入居している方は療養期間が長くなります。

療養期間中であっても、症状が軽快して24時間経過したら、食料買い出しなど不要不急でない外出ができます。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku/home.html
［ 埼玉県 コロナ自宅療養 ］で検索

埼玉県 保健医療部 感染症対策課

事　務　連　絡
令和４年９月 12 日
令和４年９月 20 日最終改正

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和４年９月８日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を 65 歳以上の方、入院を要する方など４類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくことといたしました。

今後の療養あり方については、

・症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原定性検査キットでセルフチェックし、陽性の場合、健康フォローアップセンター等に連絡して、自宅で療養いただき、体調変化時等に医療機関を紹介できるようにする
・高齢や基礎疾患、子ども、妊婦等により受診を希望する場合には、診療・検査医療機関を受診いただく

という考え方に転換を図っていきます。

「Withコロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて（確認依頼）」（令和４年９月６日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたとおり、発生届の対象外となる若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、抗原定性検査キットのＯＴＣ化や健康フォローアップセンターの全都道府県での整備状況を確認した上で、令和４年９月 26 日（月）より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直し（以下「見直し」という。）を行うこととしています。この見直し後の運用等の詳細について以下のとおりお示しいたしますので、御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、運用等の詳細については、自治体からの御意見等も踏まえ、追加等を行う場合があり得る旨、あらかじめご了知願います。
（**下線**は改正箇所）

記

１．見直しの趣旨・概要（令和４年９月８日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定「Withコロナに向けた政策の考え方」より抜粋）

① 患者の発生届出の対象を、(a) 65歳以上の者、(b)入院を要する者、(c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d)妊婦、の４類型に限定して、発生届の提出を求めることとする。

② 療養の考え方の転換及び全数届出の見直しに当たっては、発生届の対象外となる若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、
(a)抗原定性検査キットのＯＴＣ化（インターネット等での販売を解禁）
(b)発生届の対象とならない方が体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
(c)発生届の対象外の方々にも、必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること
等、必要な環境整備を整える。

③ ①により、若い軽症者等の詳細な患者データはとれなくなるが、感染者数はHER-SYS の追加機能による医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターからの登録者数により全数把握※1を継続する。

④ 全数届出の見直しは、全国一律での移行が基本となるが、移行のための環境整備が必要となるため、全国知事会や医療関係者の強い要望を受けて、発熱外来や保健所業務が相当にひっ迫する地域については、緊急避難措置として、自治体の判断で前倒しを可能とした。※2
並行して、健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化を進めるとともに、全国で簡易に感染者の総数を把握するためのシステム改修等、②③の環境整備を進めてきたが、準備の目途がたったことから、9 月 26 日から、全数届出の見直しを全国一律で適用※3する。

⑤ 全国一律での適用に当たっては、
・発生届の有無に関わらず、引き続き、患者には外出自粛要請を行うこと
・宿泊療養や配食等は、引き続き、届出の有無に関わらず、希望する患者に対して実施可能であり、緊急包括支援交付金の対象であること
・宿泊療養や配食等の支援の対象者の管理等についてHER-SYS の既存の機能の活用が可能であること
とし、各都道府県の実情を踏まえた円滑な移行を図る※4。(移行に当たっては、

先行して届出を限定している都道府県の事例なども踏まえ、これらに関する運用について速やかに厚生労働省から自治体にお示ししていく。）

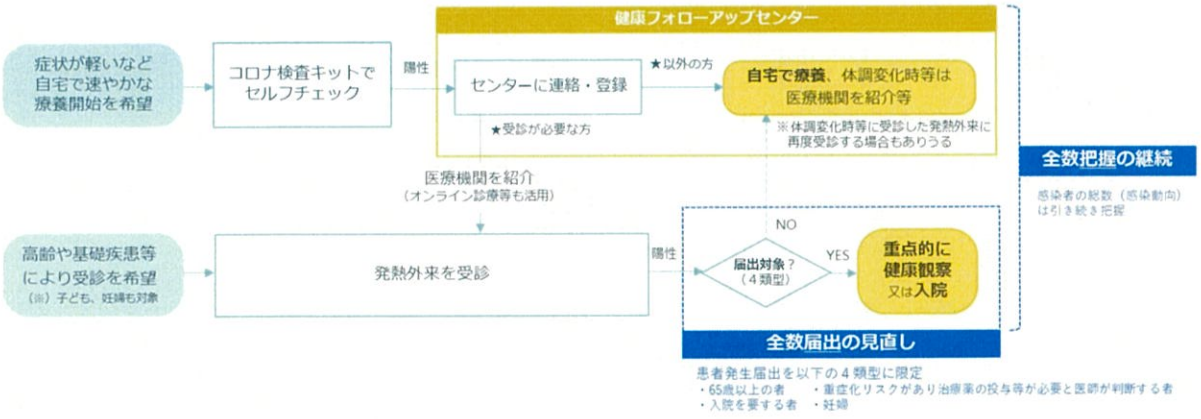
⑥ 医療費等への公費支援のあり方については、
・今回の見直し時においては変更しない。
・自宅療養者の外出自粛の在り方、治療薬の普及などの状況を踏まえつつ、他の疾病との公平を確保する観点から、重症化リスクの低い患者をはじめとする外来医療費や宿泊療養・配食等の公費支援（予算補助）の在り方について、引き続き検討する。

※１　新型コロナウイルスの感染動向については、当面、感染者数の総数により把握する全数把握を継続するとともに、定点観測方式の手法の研究を進める。

※２　この措置については、８月 24 日の全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新たな新型コロナ対策公表について」において「全国知事会からの累次の要請に応え、医療・保健の現場が命や健康、生活・社会を守る本来機能を発揮するための画期的方針であり、総理の英断を高く評価し、深く感謝申し上げる。」とされている。

※３　重症化のおそれが高いなど、懸念すべき変異株が生じた場合には、対応を見直すことがあり得る。

※４　発生届の対象外の者に係る療養証明書は発行しない。届出対象者については、証明が必要な場合には、My HER-SYS の証明、医療機関で実施された PCR 検査等の結果がわかる書類、診療明細書等で対応する。



２．見直し後の発生届の対象

（１）管内医療機関等への周知

発生届の対象の限定は、令和４年９月 26 日から、全国で開始することになる（省令改正を予定）。発生届は医師の義務であり、罰則の対象にもなりうることから、管内医療機関など関係者に対して、あらかじめ、よく周知していただくようお願いする。

（２）発生届の対象

見直し後の都道府県における患者の発生届の対象範囲は以下のとおりである（省令改正を予定）。

①６５歳以上の者
②入院を要する者
※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があると医師が判断した場合も含まれる。
③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
又は
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
④妊婦

また、③の新型コロナ治療薬の範囲は、以下のとおりである（厚生労働省告示により対応予定）。

一　ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）
二　ステロイド薬
三　ゼビュディ（ソトロビマブ）
四　トシリズマブ
五　パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）
六　バリシチニブ
七　ラゲブリオ（モルヌピラビル）
八　ベクルリー（レムデシビル）

上記①～④のいずれについても、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の提出を行うことをお願いする。

なお、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、上記①～④の対象の限定は行わず、引き続き全数が発生届の対象となる。

（３）全数の死亡者数についての自治体からの報告

見直し後も、「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和２年６月 18 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務

連絡）に基づく厚生労働省への全数の死亡者数の報告についても変更はない。従来通り、自治体で把握した全数の死亡者数の報告をお願いする。

（４）発生届の簡略化

見直し後は、発生届の対象が重症化リスクの高い者に限定されることに伴い、「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和４年７月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の１でお示ししている発生届の簡略化を行うことは想定されない。

（５）感染症法第15条に基づく調査

見直し後は感染症法上の医師の義務である発生届の対象は、（２）の対象者に限られる。仮に都道府県において発生届の対象とならない患者についても発生届に相当する情報を得るために医療機関に対し調査を行う場合には、感染症法第15条第１項に基づき都道府県知事が調査として実施することが考えられるが、今般の見直しの趣旨に鑑み、感染拡大時に当該調査が過度に医療機関の負担となり、医療提供の妨げとなるおそれがないか、あらかじめ、地域の関係者の間で合意しておくことが必要である。

見直し後に医師が提出する発生届は上記（２）の対象者のみであるため、これに該当しない場合や感染症法第15条第１項に基づく調査対象者については、HER-SYSの入力（発生届の提出）はできない。その上で、届出の対象とならない者の発生届が出された場合には、診断した医師に取り下げを求めていただきたい。ただし、医師の判断で入院や治療薬等の必要性を認めている場合は、医師の診断をよく確認の上で対応していただくようお願いする。

発生届対象外の方を、HER-SYSを使って管理する方法としては、ID管理情報の保健所独自IDを活用し、感染区分を「濃厚接触者」として用いることは可能である旨お示ししている（以下「濃厚接触者向けの管理機能」という。）。

加えて、この点に関し、現在、HER-SYSを改修し、発生届対象外の方のID登録（エクセルインポートでの一括登録も可）、HER-SYS ID等のSMS送付とMy HER-SYSを用いた健康観察（感染者と同等）、登録年月日で絞り込んだダウンロード機能等を実装し、９月30日からの使用開始に向けて準備を進めている（本追加機能の使用は任意。以下「発生届対象外の者向けの追加機能」という。）。

これに伴い、一部自治体からの要望も踏まえ、上記追加機能が利用できるようになるまでの間である９月26日から29日までの期間に限り、暫定的な運用として、発生届対象外の方の管理を行う場合について、従来通りHER－SYS上の発生届の提出画面を用いることとしても差し支えないこととするが、当該期間に当該暫定的な運用を行う場合、以下の点に留意の上で判断いただきたい。

・発生届対象外の方については、発生届提出画面の重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「その他」の欄に「99」を入れていただくようお願いする（HER-SYS 上、発生届の対象の方か否かを判別することができるようにする趣旨）。
・発生届対象外の方も My HER-SYS 上で療養証明書の発行が可能となることから、当該療養証明書を確認しただけでは発生届の提出の有無を確認することができない点を関係者にあらかじめ周知しておくこと（当該期間中は保健所等に対して発生届提出の有無について、保険会社等から確認のための照会が多く寄せられる可能性があることから、関係者等への周知について自治体において対応いただきたいこと）。
・発生届による患者数の把握は 26 日以降行わないため、医療機関等からの患者総数の報告は、HER-SYS において、入力を行うこと。
・上記の観点から、厚生労働省においても当該暫定的な運用の実施状況を確認する必要があることから、当該暫定的な運用を実施する場合には、９月 26 日までに厚生労働省までご連絡いただきたい（一報は９月 22 日までにいただきたい）。

今後、システム改修により、発生届対象外の方は、HER-SYS の発生届の入力はできなくなる予定であるため、見直し後に発生届対象外の方について、自治体において管理する場合、自治体独自のシステムを用いることや、HER-SYS を使う際は濃厚接触者向けの管理機能又は発生届対象外の者向けの追加機能を用いることにより対応をいただく点、ご留意いただきたい。

３．全数把握の継続及び集計・公表

（１）届出様式及びシステム上の対応

発生届については、HER-SYS を用いた提出を引き続きお願いするが、発生届の対象範囲である、

①６５歳以上の者
②入院を要する者
③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
　又は
　重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
④妊婦

のうち、②については、従来、発生届の「入院の必要性」の欄に「有」と入力し

てきた者、④の妊婦については、重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「妊娠」の欄にチェックを入れてきた者が対象となる。③については、追ってシステム改修によりチェック欄を設けることとしているが、それまでの間は、③に該当する者は重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「その他」の欄に「0」を入れていただくようお願いする。なお、複数該当する場合は、該当するものすべてにチェックを入れるようお願いする。

なお、診断時に②に該当しない者が、その後に入院した場合には、入院が必要であると診断した医師が、発生届を提出することをお願いする。また、診断した医師が、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はない。

（2）総数のみ報告の方法

見直し後は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表することとする。当該患者を診療しなかった日や休診日においては、医師（医療機関）は報告を行う必要はない。

これは、届出対象を限定することにより、これまで把握できていた感染動向について把握が困難になり、地域の感染症対策の連続性が絶たれることについての懸念の声があることを踏まえ、法第12条の詳細な届出情報までは求めないが、法第15条に基づき、日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数は、引き続き報告（以下「総数のみの報告」という。）を受け、毎日公表する趣旨である。

なお、見直し後は、発生届により患者数の把握はできなくなるため、「患者の総数」とは、法第12条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。また、「年代別の総数」とは、０歳、１～４歳、５～9歳、10～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳、65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分（以下「年齢区分」という。）による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

医師（医療機関）からこうした総数のみの報告に当たっては、発生届が出された者の人数も含めて、HER-SYSの総数の入力画面により入力いただきたい（やむをえずHER-SYSにより入力ができない場合の様式は、別紙を参照）。

なお、緊急避難措置としてHER-SYS以外の方法で報告を求めていた場合は、9月26日以降はHER-SYSの総数の入力画面により入力いただきたい。総数のみの報告は9月26日から開始するものであるが、HER-SYSの総数の入力画面は、9月16日から25日までの間は試行的に操作することができるので、管内医療機関に周知の上、事前に操作方法等を確認しておいていただきたい。なお、操作画面

は試験的な環境ではなく、本番環境と同じになるので、試行的な操作の際、誤って総数の報告を行わないよう留意されたい。

届出対象外の者については、一度医療機関を受診した際に当該医療機関の総数のみ報告の対象となるが、その後の症状悪化により入院するなどした場合、再度、当該入院した医療機関から総数のみ報告がなされることとなる。現在、入院される方の大半は届出対象となっている65歳以上の方等と考えられるが、業務負担軽減の観点から、こうした個別の重複について確認・削除していただく必要はない。

また、届出対象外の者については、住所情報が得られないことから、当該情報を用いて市町村単位で感染者数の把握を行っていた場合、見直し後は正確な把握が難しくなるが、こうした場合であっても、医療機関単位での感染者の総数については確認が可能であることから、市町村管轄内の医療機関からの報告を合計することなどにより対応いただきたい。

（３）公表の方法（詳細は別途お示しする）

これまで毎日の新規陽性者数等の発表は、発生届を集計したものであったが、見直し後は、当該集計では、届出対象外の者を把握することができないことから、見直し後に新規陽性者数等の発表を行うに当たっては、総数のみの報告の集計結果を用いて前日の入力分を公表していただくとともに、プレスリリース等に当該集計結果を用いていることを明示していただきたい。

４．感染症法の適用

届出対象外の患者については、保健所等が個人の特定を行うことが困難であること等を踏まえ、法に基づく各種措置について、以下のように適用する。

（１）入院措置・勧告及び移送（法第１９条及び第２０条並びに第２１条）

入院措置・勧告については、入院を要する者が届出対象となっていることから、これまでと同様に、適用が可能である。また、入院医療費の自己負担分については、引き続き、法に基づく負担金の対象となる。

また、移送についても、届出の有無に関わらず、適用が可能であり、患者が救急要請を行う場合も含め、従前どおり移送の対象となる。

（２）患者の療養解除基準及び外出自粛（法第４４条の３）

患者の療養解除基準については、届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても法に基づき自宅・宿泊施設等からの外出自粛を求める。届出対象外の患者も含めて、自治体から患者に対して外出自粛を求める旨を、ウ

ェブサイト等で適切に周知を図られたい。

（３）健康観察（法第４４条の３）

届出対象となる者に対する健康観察については、これまでの取扱いから変更はないため、これまでお示ししてきた事務連絡（令和４年７月 22 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、対応すること。届出の対象外となる者については、保健所等が発生届により個人情報を把握することができなくなるため、プッシュ型の健康観察を行うことは求めない。届出対象外の患者については、患者の求めに応じ、当該患者の状況に応じて、必要時に適切な医療につなげる体制を構築するとともに、届出対象外の患者が体調急変時に確実に相談できる健康フォローアップセンター等の連絡先等の周知徹底を図られたい。

（４）濃厚接触者の待機期間（法第４４条の３）

濃厚接触者の待機期間については、届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても法に基づき外出自粛を求める。届出対象外の患者の濃厚接触者も含めて、自治体から患者に対して外出自粛を求める旨を、ウェブサイト等で適切に周知を図られたい。

（５）就業制限（法第１８条）

就業制限については、届出がある場合のみに適用されるため、発生届が出ている者のみ適用される。なお、引き続き、協力が得られる場合には、就業制限を出さない取扱いとして差し支えない。なお、法に基づく就業制限は適用されないが、引き続き、法第 44 条の３第１項に基づき、外出自粛を求める対象であるため、療養期間中については、就業等を控えていただくものである。

５．健康フォローアップセンターの整備

（１）健康フォローアップセンター等について

症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望する方が、抗原定性検査キットを用いてセルフチェックを行い陽性だった際には、健康フォローアップセンター等に連絡し、速やかな療養に繋げることを想定している。

この健康フォローアップセンター等については、その名称を問わず、

・医療機関を受診していない陽性者

・届出対象外の患者（陽性者）

について、必要な相談・支援を提供する機能を有することが必要である。ただし、機能が複数の組織に分かれているものでも差し支えない。

（２）健康フォローアップセンター等の機能について

健康フォローアップセンター等については、医療機関を受診しない陽性者や届出対象外の患者（陽性者）に対しては、体調急変時等に相談を受け、医師等の助言を受けながら、必要な者を適切に医療に繋ぐため、以下の機能を有することとする。

① 医師を配置していること

② 同センターに配置される医師の管理下で、医療機関を受診せず自己検査等**（※）**で陽性となった者（届出対象外の者を想定）の登録を受け付けること。自己検査等で患者になった者に対しては、登録を呼びかけること。

※無料検査事業により検査を行う場合を含む。

③ 登録を受け付けた者又は医療機関を受診し、新型コロナと診断された者が申出た場合には、法第 44 条の３に基づく宿泊療養の提供や配食等の支援を必要に応じて行うこと。ただし、自治体において当該支援を行わないこととしている場合は、この限りではない。

④ 医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者（医療機関を受診して発生届の対象とならない者から連絡があった場合は含まない。）の登録者数を毎日年代別に集計し、設置自治体に報告すること（当該報告のあった健康フォローアップセンター等の集計結果は、３（２）及び（３）に記載する日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数の公表とは区分して公表すること）。**なお、報告にあたっては HER-SYS の利用を想定しており、詳細については令和４年９月 15 日付け事務連絡（「全数届出の見直しに伴うＨＥＲ－ＳＹＳ利用者認証実施者権限アカウントの付与について」）を参考にすること。**

⑤ 重症化リスクが高い者として発生届の対象となっている者であることが判明した場合には、診療・検査医療機関等に適切に案内すること（感染拡大期であって、診療・検査医療機関等のひっ迫が想定されるような事態においては、必要な体制が整っている場合には、可能な限り、医師を配置する健康フォローアップセンターにおいて発生届を提出することも考えられる）

⑥ 体調悪化時等に電話等が確実に繋がるよう必要な体制を整えること及び体調悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関やオンライン診療等の連絡先等を案内すること

６．発生届の対象外となる方が安心して自宅療養をできるようにするための体制

（１）抗原定性検査キットによるセルフチェック

自宅で速やかな療養開始を行うに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けた抗原定性検査キット

（※）を活用してセルフチェックを行える環境を整えることが重要である。抗原定性検査キットについてはインターネット等での販売が開始されていることから、こうした情報について適切に周知いただきたい。

（※）「研究用」ではなく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けた医療用又は一般用抗原定性検査キットでなければならないことに留意が必要。

（２）セルフチェック後の療養期間等の周知

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等については、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和４年９月７日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応いただきたいが、特に健康フォローアップセンター等において、セルフチェックにより陽性となった方に対して、療養期間等を適切に周知することが重要であり、適切に周知を図っていただきたい（参考様式を添付するので、自治体で適宜修正の上、活用いただきたい。なお、参考様式は今後修正がありうる点に留意いただきたい）。

（３）発熱外来受診に当たっての確実な周知

発生届の対象の限定後も引き続き、基礎疾患を有する者や子どもについては、医師の判断で発生届の対象となることも考えられるため、発熱外来（診療・検査医療機関）を受診するよう周知をお願いする。

健康フォローアップセンター等については、都道府県（保健所設置市等が設置する場合には保健所設置市等）が、その名称、連絡先、ホームページのＵＲＬ等を相談・支援の対象になる者に対して、ホームページで周知することはもとより、届出対象外の患者の受診時に、発生届の対象とならないこと及び健康フォローアップセンター等について医療機関において伝達するなどにより、確実に伝わるようにしていただきたい。

なお、届出対象外の患者が他の都道府県等で医療機関を受診した場合には、体調悪化時等の際には、居住地の都道府県等が設置する健康フォローアップセンター等に連絡していただくことになる。厚生労働省ウェブサイトにおいて、令和４年９月 26 日を目途に、全国の健康フォローアップセンター等の一覧を掲載する予定であり、こうした場合には当該医療機関が当該厚生労働省ウェブサイトを案内すること等により、他の都道府県等が設置する健康フォローアップセンター等を適切に案内できるよう、あらかじめ周知していただきたい。

（４）療養開始後のフォローアップ

健康フォローアップセンター等が、初回のセンターへの連絡・登録時に、医療機関の受診が必要な方を把握した場合には、オンライン診療等の活用も含めて、適切に医療機関を紹介することができるようにしていただきたい。

また、療養開始後に体調変化が生じた場合等に相談を受け付けた場合も、適切に医療機関を紹介することができるようにしていただきたい。ただし、一度医療機関を受診した発生届対象外の方が、自宅で療養中に体調変化が生じた場合等においては、既に受診した医療機関を再度受診することも考えられるため、適切な案内が必要である。

（５）宿泊療養施設及び配食（生活支援）サービスの活用

届出対象外の患者について、引き続き、必要に応じて宿泊療養施設や配食（生活支援）サービスを活用できるようにするためには、健康フォローアップセンター等に登録等により得られた患者情報を活用することが考えられる。また、配食（生活支援）サービスについては、従来から当該サービス専用の申請受付の仕組みを有している場合、引き続き、こうした仕組みを活用することも考えられる。

いずれの場合においても、届出対象外の患者の陽性確認の方法が必要となるが、当該者が陽性者であることが確認できる書類等としては、例えば、以下が考えられる。ただし、書類によっては、当該書類のみでは陽性であることが確実には分からない場合があることから、こうした場合には本人からの申し出を基本として、その申し出を補強する書類として用いることが考えられる。

＜書類のみから陽性であることが推定可能な書類＞

- 医療機関等で実施されたＰＣＲ検査や抗原検査の結果がわかる書類
- コロナ治療薬が記載された処方箋・ 服用説明書
- ＰＣＲ検査等を実施する検査センターの検査結果
- 健康フォローアップセンター等の受付結果（SMS 等によるものを含む）
- 医療機関が記載する簡易な診断様式（※）

＜書類のみからでは陽性であることまでは推定できないため、本人からの申し出を補強する形で使用が想定される書類＞

- 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- 診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載が確認できるもの）

※ 緊急避難措置を先行して実施している都道府県の中には、医療機関が記載する簡易な診断様式を作成し、当該診断様式を用いて陽性確認を行っている場合

があるため、こうした対応を参考にされたい（参考様式を添付するので、自治体で適宜修正の上、活用いただきたい。なお、参考様式は今後修正がありうる点に留意いただきたい）。ただし、診断様式を用いて陽性確認を行うかは自治体の判断で差し支えない。

なお、上記の方法は、届出対象外の患者が、陽性診断時とは別の医療機関に受診した場合においても、陽性確認の方法として使用することが考えられることから、管内の医療機関に対しても広く周知していただきたい。

（６）コロナ治療薬の適切な投与体制の確保

健康フォローアップセンター等は、重症化リスクのない軽症者のフォローが主に想定されるところ、本人の希望によっては、重症化リスクを有する方が連絡・登録する場合も考えられる。こうした場合には、医師の診断により早期に新型コロナウイル感染症治療薬を投与することも有効と考えられることから、当該治療薬を投与可能な医療機関を紹介する体制を確保することが重要である。

例えば、経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（販売名：ラゲブリオカプセル）」及び「ニルマトレルビル・リトナビル（販売名：パキロビッドパック）」については、登録済みの医療機関において処方可能であり、その医療機関の一覧については、患者に対し本剤を処方する登録済み医療機関を迅速に紹介できるよう、製造販売業者からメールで共有された登録済み医療機関のリストを、管内の診療・検査医療機関に共有していただくようお願いしてきた。また、診療・検査医療機関の公表項目について、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬の投与を行うことができる診療・検査医療機関（登録センターに登録した医療機関）である場合にそのことが分かる項目を加える等により、当該情報を併せて公表する仕組みを整えていただきたいことについてもお願いしている。こうしたリストや公表状況については、健康フォローアップセンター等に対しても共有し、迅速な紹介に繋げられるように体制を整えていただきたい。

なお、経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」については、昨年末の承認以降、これまで国が配分することにより約60万人に投与されてきたが、令和４年９月16日より、薬価収載品として一般流通が開始される予定であり、地域におけるコロナ治療薬の投与体制をさらに強化するため、管内医療機関等に対して積極的に周知いただきたい。

また、当該薬剤は、同日以後、登録済みの医療機関以外の医療機関においても幅広く処方が可能となるが、上記のリストや公表状況については、当該薬剤の処方実績が期待される医療機関として、健康フォローアップセンター等が紹介する際の参考資料となると考えられるので、必要に応じて、一般流通開始後も活用されたい。

（参考）「新型コロナウイルス感染症における 経口抗ウイルス薬 （ラゲブリオ® カプセル）の医療機関及び薬局への配分について」（令和３年 12 月 24 日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
「直近の感染状況を踏まえた診療・検査医療機関における経口抗ウイルス薬に係る登録状況の点検・公表について」（令和４年８月９日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡）

（７）患者の移送に係る対応

届出対象に該当しない場合でも、自己検査等で陽性であった場合は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の患者として感染症法を適用することとなる。この点、見直し前は全ての患者に発生届が提出されている前提で移送時の役割分担が決められている地域もあると考えられるが、見直し後は、発生届の対象とならない患者からの救急要請が一定数発生することが見込まれる。届出対象とならない患者が救急要請を行った場合に、役割分担をどのように行うか、あらかじめ、地域の関係者で調整の上、決めておくことが重要である。

このため、都道府県又は保健所等と患者から救急要請を受けた消防機関とが、当該患者の移送についての連絡調整を行うことが可能な体制の構築をお願いする。

※例えば、当該患者が救急要請時にコロナ陽性である旨を申し出た場合は、当該申出及び当該患者の居住地等の情報に基づき、都道府県又は保健所等が入院調整を担当するといったことが考えられるが、これに限らず、地域の実情に応じて調整・決定いただきたい。

（８）クラスター発生時の対応

見直し後は、クラスターが発生した際に発生届の対象とならない者が一定数発生することにより、従前よりもクラスターの発生の把握が困難となることが想定される。これまで、オミクロン株の特徴を踏まえた取扱として、ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、 感染症法第 15 条に基づく当該ハイリスク施設からの報告に基づき、都道府県等が感染発生初期から積極的に調査を実施する取扱をお示ししており、見直し後も、発生届の有無によらず、こうした取扱により重点的に対応を行うことが可能であり、ハイリスク施設における感染拡大防止に役立てていただきたい。

（参考）「B.1.1.529系統（オミクロン株） が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定 及び 行動制限 並びに積極的疫学調査の実施 について」（令和４年３月16日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

（９）療養証明書の取扱

届出対象となる方については、HER-SYSの登録が行われ、My HER-SYSの療養証明書の活用が可能である。届出対象外の患者については、HER-SYSの発生届の登録が行われず、My HER-SYSや紙の療養証明書の発行は行わない。

令和４年９月１日に、金融庁からの要請を受け、生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払いにあたり、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討を行うよう周知されている。また、企業や学校に対しても療養証明書を求めないことを政府として要請しているところである。

（10）公費支援及び請求

医療機関を受診した患者及び医療機関を受診せず医師を配置した健康フォローアップセンター等に登録した者については、４のとおり、感染症法上の措置の対象となることから、これまでと同様の支援を実施することとする。

また、セルフチェックのみで陽性となり、フォローアップセンター等に登録していない届出対象外の患者であっても、従来通り、医療機関を受診した場合にコロナ患者と診断されれば（※）、公費（法に基づく負担金、緊急包括支援交付金）の請求の対象となる。

※必ずしも医療機関で改めて検査が必要であるわけではない。

公費の請求に当たって、陽性確認を行う際は、（５）の方法により実施されたい。また、請求手続き等については、引き続き、健感発0430第３号厚生労働省健康局結核感染課長通知、保医発0430第４号厚生労働省保険局医療課長通知を参照いただきたい。

なお、令和４年１月24日（令和４年２月24日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」）１.③において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断する取扱いを示しているが、見直し後に、当該濃厚接触者が届出の対象者に該当する場合には、当該事務連絡においてお示ししている疑似症患者としてではなく、患者として発生届を提出していただくようお願いする。他方、これまでどおり、臨床症状をもって診断があった場合には、届出の対象となるかにかかわらず、公費支援の対象となる。

（11）緊急避難措置について

全国一律での実施までの間、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、都道府県からの届出により適用していた届出対象の限定は９月 25 日までとする。

また、緊急避難措置に係る告示については、以下を予定している。

次回の届出の受付　：　９月　９日（金）１７時（締切済み）
次回の告示予定日　：　９月 13 日（火）
次回の適用予定日　：　９月 14 日（水）

最終回の届出の受付　：　９月 14 日（水）１７時厳守
最終回の告示予定日　：　９月 16 日（金）
最終回の適用予定日　：　９月 20 日（火）

（参考）「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について」（令和４年８月 25 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

７．その他

（１）新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告

標記の報告については、「令和３年６月２日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和３年５月 19 日付け事務連絡）により療養者数等のご報告をお願いしているところであるが、今般の全数届出の見直しを踏まえた各調査項目の取扱いについては、緊急避難措置を実施している県の対応状況も踏まえつつ、引き続き、必要な情報を把握するための方法を追ってお示しする予定である。

（２）接触確認アプリ（COCOA）について

接触確認アプリ（COCOA）は、発生届が出された方を対象に、陽性者に対して登録に必要な処理番号が発行される仕組みとなっている。

全数届出の見直しにより、発生届の届出対象となる方が限定されるため、見直し後は、発生届が出された者のみに対し、処理番号が発行され、陽性登録が可能となる。発生届を出さずに健康観察等を行う場合、処理番号は発行されない。

なお、COCOA は今後、機能を停止する方向で検討中。ただし、厚生労働省の COCOA のホームページ等において、利用者に対し、COCOA は機能停止となるまで

引き続き活用できることから、直ちにアプリを削除頂かないようお願いしているところ。検討結果等については追ってお示しする予定である。

日報

新型コロナウイルス感染症の緊急避難措置による総数のみの報告

調査日：令和　　年　　月　　日　　医療機関名：

0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計

別紙